

# 田原農村総合管理センターに係る指定管理者の選定結果について

田原農村総合管理センターの指定管理者導入にあたって、次のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

## 1 施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
田原農村総合管理センター	袋井市新池 3078 番地

(2) 施設の設置目的

農業経営及び農家生活の改善合理化、農村在住者の健康増進、地域連帯感の醸成等に寄与するため設置する。

## 2 募集概要

(1) 募集の期間

平成 25 年 8 月 1 日（金）から平成 25 年 9 月 13 日（金）まで

(2) 申請者

申 請 者 名	所在地及び代表者
袋井市下新池自治会	袋井市新池 98 番地 自治会長 鈴木清一

## 3 事業提案等の審査

(1) 審査の観点及び選定方法

袋井市指定管理者選定委員会において、申請者から提出された書類とプレゼンテーション及びヒアリングを基に、次の審査項目ごとに点数化し、合格基準点を 60 点と定め指定管理者の選定を行った。

【審査項目】

主 な 審 査 項 目			配点
1	指定資格に関する項目	指定管理者としての適正・能力に関する項目	20
		管理を安定して行うための人的・物的能力に関する項目	
2	施設運営に関する項目	市民の健康の増進とコミュニティの推進を図る施設設置目的 目的の効果的発揮に関する項目	30
		緊急時の対応	
3	サービス内容に関する項目	平等利用の確保に関する項目	30
		個人情報の保護に対する対応	
		利用者に対するサービスの向上	
4	経費に関する項目	利用料金制を前提とした具体的な料金設定の方針	20
		経費の節減に関する項目	
		収支予算書の内容について	
合 計			100

(2) 選定委員会（プレゼンテーション及び選考会）の開催日

プレゼンテーション 平成 25 年 10 月 24 日（木）

選 考 会 平成 25 年 10 月 30 日（水）

(3) 選定結果及び選定理由（点数は、委員 7 名の合計点数 700 点を満点とする。）

ア 選定結果

選定は、「農業経営及び農家生活の改善合理化、農村在住者の健康増進、地域連帯感の醸成等に寄与するため設置する。」という設置目的を達成するため、(ア) 利用者が安全で安心して利用できる管理運営ができる計画となっているか、(イ) 施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成し、個人情報の保護にも対応できるか、(ウ) 平等な利用を確保し、市民サービスの向上が期待できるか(エ) 事業計画の提案を実行できる能力を有しているかを主なポイントとして審査し、次のとおりの結果となりました。

審査項目	申請者名	袋井市下新池自治会
1	指定資格に関する項目	101 点
2	施設運営に関する項目	153 点
3	サービス内容に関する項目	158 点
4	経費に関する項目	105 点
合 計		517 点

イ 選定理由

この施設は、施設の設置目的やその性質上、地域住民や利用者の意見を的確に把握し、地域の主体的な管理を基本としているため非公募とし、地元の自治会を特定し、審査の結果、次の点を評価し、その適正が確認されたため、候補者として選定した。

(ア) 利用者が安全で安心して利用できる施設管理に加え、地元住民による美化運動や清掃、施設点検が行われるなど、施設への愛着心の醸成に向けた取り組みが実施されていること、(イ) 地域住民や利用者意見や要望を的確に把握し、団体の理念や活動内容などが施設の設置目的と合致し、個人情報の保護に対する取り組みが実施されていること、(ウ) 施設予約方法をはじめ、利用者の利便性を配慮し地域住民などが平等に利用しやすい取り組みにより、市民サービスの向上が実施されていること、

(エ) 自治会連合会をはじめ、各種団体との連携など地域住民の交流や連帯感の醸成に寄与する自主事業の展開がされ、施設の維持管理コストの縮減に向けた取り組みも実施されていること

**4 指定管理期間**

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（5 年間）

**5 今後の予定**

指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て指定管理者として指定されます。

指定管理者の指定は、平成 25 年 11 月市議会定例会へ上程し、議決後に行います。